

佐世保工業高等専門学校専攻科選抜出願区分B群入学者の
技術者教育プログラムの修了要件評価基準

平成16年9月3日制定

1 趣 旨

本専攻科では、平成15年度から本科4、5年と専攻科の4年間（以下、本科4、5年を「前期課程」、専攻科を「後期課程」という。）で構成されるJABEE対応の技術者教育プログラム「複合型もの創り工学」（以下、「教育プログラム」という。）を全専攻科生に適用することになった。これに伴い、「他の教育機関を卒業し専攻科に在籍する者の技術者教育プログラム『複合型もの創り工学』の履修規程のプログラム修了要件の取扱い」により申請のあった者について、本校の教育プログラムとの同等性を評価し、修了要件を満たしているかの判定を行う必要がある。以下に、その評価方法について定める。

なお、本校卒業生についても、教育プログラム前期課程を修了していない者については、同様の評価方法により実施する。

2 評価組織及び構成

学校長から付託を受け専攻科委員会（以下、「委員会」という。）に「評価ワーキンググループ」を設け、「教育プログラム再評価委員（以下、「評価委員」という。）」を選任する。構成員は専攻科長が指名する教員2名以上とする。

3 修得科目及び修得単位の取り扱いとその評価方法

- (1) 評価委員は、提出された申請書、成績証明書及びシラバス（あるいは教科書・ノート類等）に基づき、本校の教育プログラムと対応する申請者の修得科目の教育プログラム前期課程評価一覧表を作成する。
- (2) 評価委員は、提出された資料に基づき、内容を検討し以下の基準を満たしているものについては、教育プログラムに該当する科目の修得科目及び修得単位として評価するが、評価単位については本校学則に規定する教育課程表の前期課程の定める単位を上限とし、修得単位がその単位に満たない場合は評価した単位とする。
 - ① 1単位（短期大学の場合は2単位）当たり18.75時間（1時間＝60分として、実時間112.5分）以上の講義時間が確保されていること。
 - ② 科目の内容が本教育プログラムの該当する科目内容と概ね70%程度以上の同等性を有すること。
 - ③ 出身校が「JABEE認定校」である場合は、修得点が60点以上であること。
 - ④ 出身校が「JABEE非認定校」である場合は、当該学生の成績が本校の対応科目において60点以上に相当すると、提出された資料から判断できること。
- (3) 評価には、入学試験と各種の資格試験の結果並びに入学後に実施される総合試験の結果を資料とすることができる。
- (4) 教育プログラムに該当する科目で評価の結果、認定不可となった科目は「要修得科目及び単位」として取り扱う。

4 要修得科目及び単位の取り扱い

- (1) 要修得科目の再評価は、委員会より委嘱を受けた科目評価担当教員（以下、「担当教員」いう。）が行う。委員会は、選任した担当教員を校長に報告する。
- (2) 担当教員は、要修得科目の履修対象者に入学前後に亘って、個人の達成度評価に対応した個別の学習指導を実施し、その結果を「要修得科目及び単位再評価結果通知書」により委員会に報告する。
- (3) 社会人特別選抜入学者の評価法について：
 - ① 社会人特別選抜の対象者は企業等で、実務就業期間が1年以上の者をいう。
 - ② 教育プログラムの内容に基づく総合試験を行い、評価する。
 - ③ キーワード科目を1～3科目程度設定し、5～10ページの「業務実績レポート」（あるいは製品でも可）を提出する。その内容について、理解力を試すための試験を実施する。なお、これは、入学者の就業年数と修得科目の状況に応じて適宜に実施することができる。

5 対象となる修得科目及び修得単位

- (1) 高等専門学校を卒業した者の本科4、5年の修得科目及び修得単位
- (2) 短期大学の修得科目及び修得単位
- (3) 専修学校の専門課程の修得科目及び修得単位
- (4) その他専攻科において、前期課程と同等以上と認めた課程の修得科目及び修得単位

6 その他

- (1) 評価委員及び担当教員は必要に応じ、専攻科委員会に申し出申請者に対する入学前オリエンテーションを実施することができる。
- (2) 出願に先立つ志願者等からの問い合わせは学生課教務係でとりまとめ専攻科長へ報告し、その対応については専攻科長が判断するものとする。

付 記

- 1 この評価基準は、平成16年9月3日から実施する。